入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。 平成27年8月5日

> 分任支出負担行為担当官 那覇空港事務所長 近藤 尚樹

1. 工事概要

- (1) 業務名 那覇空港歩道ルーフ調査設計業務
- (2) 履行場所 那覇空港地内(沖縄県那覇市安次嶺531-3)
- (3) 業務内容 本業務は、那覇空港ターミナル地区内の鋼構造物である歩道ルーフ について鋼材等の劣化状況調査を行い、保全計画及び改修方法の検 討を行うものである。
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から平成28年2月5日まで
- (5) 本業務は、競走参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競走 参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出及び入札を電子調達 システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい 場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時までに大阪航空局の平成27・28年度一般(指名)競争参加 資格者のうち「建設コンサルタント」で、A又はB等級の認定を受けて いること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続 き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律 第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者に ついては、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに 基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」(平成26年10月1日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者

- (2.(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加 資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの 期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等 の措置要領(昭和59年6月28日付空経第386号)に基づく指名停止を 受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに 準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該 状態が継続している者でないこと。
- (6) 沖縄県内に本店、支店または営業所があること。
- (7) 平成17年4月1日以降に完成・引き渡しが完了した、下記の要件を満たす業務の実績を有する者であること。(再委託としての実績は除く。設計共同体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。)

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府の発注した業務である場合は、 業務成績評定の評定点が60点未満であるものを除く。

- ・ 道路構造物点検及び調査業務
- (8) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を本業務に配置できること。
 - 1) 技術士(総合技術監理部門-建設-鋼構造及びコンクリート又は道路、あるいは建設部門-鋼構造及びコンクリート又は道路)又はRCC M (鋼構造及びコンクリート部門又は道路部門)の資格を有する者。
 - 2) 2.(7)に掲げる業務の経験を有する者であること。なお、照査技術者としての実績は認めない。
- (9) 大阪航空局が発注した「建設コンサルタント」の業務で、平成25年4月1日以降に完了した業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が65点以上であること。
- (10) 競争入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。(基準に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社と子会社の関係にある場合
- p) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続き存続中の会社である場合を除く。

- (1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- p) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他 4. (9) 1)又は 4. (9) 2)と同視し得る資本関係又は人的関係 があると認められる場合。
- (11) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札手続き等

(1) 担当部局

〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺 531-3 国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所 総務部 会計課 門吉 電話番号 098-859-5106

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成27年8月5日から平成27年8月18日まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)ただし、見積りに必要な図面、仕様書等については、競争参加資格の結果の通知に併せて配付する。

交付場所 1) 3.(1)担当部局

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要す る費用は実費負担とする。

なお、(1)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、(1)に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成27年8月5日から平成27年8月18日まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)

提出場所 3.(1)に同じ。

申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送(郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)すること

により行うものとする。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札書は、平成27年9月7日(月) 17時00分までに、電子調達システムにより提出すること。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得たうえで、開札日時までに3.(1)あて持参すること。(郵送又は託送による提出は認めない。)

開札は、平成27年9月8日(火) 10時00分、那覇空港事務所統合 庁舎2階入札室において行う。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 入札保証金 免除。
 - 2) 契約保証金 契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に 虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入 札は無効とする。

- (4)手続きにおける交渉の有無無。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。
- (7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3. (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時において、2. (2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
- (8) その他詳細は入札説明書による。